

令和 8 ・ 9 年度 前橋市建設工事競争入札参加資格審査申請（定期申請）のしおり

第 1 競争入札参加資格審査申請について

前橋市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するには、競争入札参加資格審査を申請し、工事種別ごとに参加資格の認定を受けていることが必要となります。参加を希望する方は「ぐんま電子入札共同システム※」によりインターネットから電子申請をしてください。

※「ぐんま電子入札共同システム」とは、群馬県と県内 12 市 14 町 5 村 4 団体が、入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて競争入札参加資格審査申請の利便性の向上を図るために、「群馬県 C A L S / E C 市町村推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、共同開発・共同運用しているシステムです。

この協議会に参加している団体への申請については、一度の申請で複数の団体に申請できます。なお、システムを共同利用している自治体は、次のとおりです。

ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加自治体（令和 8 年 4 月見込）				
群馬県	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市
太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市
富岡市	安中市	みどり市	榛東村	吉岡町
下仁田町	甘楽町	中之条町	長野原町	嬬恋村
草津町	高山村	東吾妻町	片品村	昭和村
みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町
大泉町	邑楽町			
群馬東部水道企業団		群馬県住宅供給公社		群馬県建設技術センター
吾妻環境施設組合				

※ 1 群馬東部水道企業団は、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の 3 市 5 町の水道事業を統合して実施する一部事務組合です。

※ 2 群馬県住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき設立された、公共賃貸住宅の維持管理（入・退去他 各種手続・維持修繕）や新規受託事業（市町村他）の受託を行う団体です。群馬県住宅供給公社の入札参加資格を希望される場合は、群馬県へ申請を行ってください。

※ 3 群馬県建設技術センターは、県や市町村の公共土木事業の執行を補完・支援することを目的とした公益財団法人です。群馬県建設技術センターの入札参加資格を希望される場合は、群馬県へ申請を行ってください。

※ 4 吾妻環境施設組合は、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町の 4 町 2 村で組織し、ごみ処理施設及びその附帯施設の設置、管理及び運営を目的に設立された一部事務組合です。吾妻環境施設組合が発注する入札に参加を希望される方は、東吾妻町に入札参加資格を申請してください。なお、吾妻環境施設組合の入札参加資格は東吾妻町と共通となります。

※ 5 申請に係る個別添付書類については、各団体により取り扱いが異なりますので、必ず申請を希望する団体に確認してください。

1 審査基準日

令和 8 年 1 月 1 日

2 申請要件

次の 4 点を満たしていることが必要です。

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項本文の規定

により、別表第1の建設業の許可を受けていること。

(2) 審査基準日時点で有効かつ、申請受理日時点で有効な法第27条の29第1項による総合評定値の通知を受けていること。（有効な通知が複数ある場合は最新のもので審査を行います。）

(3) 本申請で求める納付すべき税を完納していること。

(4) 審査基準日時点で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。（当該保険に加入義務のない者を除く。）

※今回の申請で認定された場合であっても、資格の有効期間中において(1)、(2)のいずれかの要件を満たさなくなった時点で、入札に参加することはできなくなります。

3 申請の方法

インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイト（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）にアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から電子申請を行い、添付書類を郵送していただきます。申請にあたり、ICカード、カードリーダーは必要ありません。

予備登録、本登録を行う際には、必ず、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「令和8・9年度入札参加資格申請に関すること／令和8・9年度競争入札参加資格申請（定期受付）」をご覧ください。

ぐんま電子入札共同システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。以下は推奨仕様です。

詳細は、（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/setup.html>）をご覧ください。

パソコンの仕様【推奨仕様】	○Windows11の場合 CPU：Core Duo 1.6GHz 同等以上 メモリ：1GB 以上 Webブラウザ：Microsoft Edge (Chromium 版) Google chrome
インターネット接続回線 （インターネットプロバイダへの加入）	専用回線：128kbps～ ADSL回線：1.5Mbps～ 光ファイバ回線：10Mbps～

4 受付期間及び申請の手順

○令和8年1月7日（水）～ 令和8年1月30日（金）まで

※土・日・祝日等は除く

※システム受付時間：午前9時～午後8時まで

申請は、法人（個人）単位です。受任者（営業所、支社等）単位での申請は受け付けません。また、入札・契約について、営業所、支社等に委任することができますが、委任できるのは、建設業法上、営業所登録されている営業所のみです。システム内の「営業所情報登録」において委任先となる営業所、支社等を登録したうえで「申請先自治体別営業所選択」において、委任先の状況を登録してください。

下記に示す(1)又は(2)のとおり申請してください。

なお、平成20・21年度以降にいずれかのぐんま電子入札共同システムの共同利用参加団体に同システムから競争入札参加資格審査申請をし、認定があった業者はこれまで使用していた「ユーザID・パスワード」を利用するため(2)の「**本登録**」から申請してください。

申請にあたっては、「**建設工事／競争入札参加資格審査申請入力の手引き（令和８・９年度定期申請）**」を熟読のうえ、受付期間に注意し、入力もれ等のないよう十分注意してください。

(1) 予備登録（パスワードの請求）

「競争入札参加資格申請受付システム」の「予備登録」から登録してください。予備登録後に「ユーザID・パスワード通知」がメール送信されますので、その後に本登録を行います。なお、行政書士に委任する場合においても「予備登録」時点では申請業者の方が入力をしてください。

(2) 本登録及び添付書類の送付

「競争入札参加資格申請受付システム」の「ログイン」から申請してください。申請にあたっては、「入札参加資格申請用」の受付番号・ユーザID・パスワードを使用します。上記期間内に「本登録」を完了させ、添付書類を必ず提出して、受理まで完了してください。期間内に本登録が完了しない場合、書類が提出されていない場合又は申請内容等に不備があった場合は、申請を受理することはできません。

申請の手順	1 予備登録（パスワードの請求） ・予備登録は、1月7日（水）から1月30日（金）までです。 ↓ 2 パスワードがメール送信されます。 ・競争入札参加資格申請受付システムの予備登録で入力していただいたメールアドレスに「ID・パスワード通知」がメール送信されます。 ↓ 3 本登録 ・本登録は、1月7日（水）から1月30日（金）までです。 ↓ ※ 本登録が完了すると、本登録時に入力した担当者メールアドレス（行政書士メールアドレス含む。）に協議会から「申請完了通知・共通（個別）添付書類送付依頼」メールが送信されます。 ↓ 4 添付書類の送付 ・添付書類は、1月30日（金）必着です。 ※ 協議会が申請の受理を行うと、本登録時に入力した担当者メールアドレス（行政書士メールアドレス含む。）に協議会から「申請受理通知」メールが送信されます。
パスワードについて	※1 パスワードの有効期限は6カ月です。有効期限が到来すると、パスワードの変更を求められます。 ※2 パスワードが不明な方や紛失した方は、システム上から「ID・パスワード再発行依頼」の手続を行ってください。その際は、システムに登録済みの受付番号又は業者番号、担当者メールアドレスが必要です。これらの情報が不明な場合は、「パスワード再発行申立書」をお送りください。様式は、「ぐんま電子入札共同システム／ダウンロード／様式集」（https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.ht

	<u>ml</u>) にあります。 送付先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EC市町村推進協議会宛
--	---

5 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

6 添付書類の提出方法等

添付書類には、「**共通添付書類**」及び「**個別添付書類**」の**2種類**があり、送付先が異なりますのでご注意ください。

提出期限は、令和8年1月30日（金）必着です。

添付書類は、すべてA4サイズで提出してください。（原本を提出するものは除く）

申請内容等について問い合わせをすることがありますので、必ず添付書類の控えを保管しておいてください。

(1) 共通添付書類

共通添付書類とは、各団体が共通で必要とする書類です。複数の団体に申請する場合でも、書類の提出は1部で結構です。

【共通添付書類の送付先】

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EC市町村推進協議会 宛

※1 収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず簡易書留としてください。なお、持参されても受け付けすることはできませんのでご注意ください。

※2 提出された申請書類は返却しませんので、提出される際はお間違えのないようご注意ください。

【共通添付書類（郵送分）】

綴り方：証明書等の原本以外の全ての書類を**A4サイズ**にし、表紙として「共通添付書類送付票」を、二枚目以降に①～⑦の順番に該当する書類をまとめ、左上1箇所をホチキス等で留めてください。

共通添付書類送付票

※ 様式はインターネットによる申請完了時に印刷できます。

- ① **納税証明書【国税】** 申請されるすべての方に提出していただきます
（申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。）

○法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
国税官署（税務署）発行の「その3の3」様式

○個人の場合：申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書
国税官署（税務署）発行の「その3の2」様式

※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運

	転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。 ※2 納付した日から10日ほどの間に納税証明書の交付の請求をする場合は、納付の確認ができない場合があるため、領収証書の提示等が必要となる場合がありますので、詳しくは納税証明書発行窓口へお問い合わせください。 ※3 国税の納税証明書の交付請求の詳細については、次のURLでご確認ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm																																			
②	納税証明書【群馬県税】 (申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。) (県内業者) 最寄りの行政県税事務所発行の「第45号の3」様式(完納証明書) (県外業者) 群馬県内に委任先営業所等がある場合のみ、上記証明書を提出してください。 ※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。 ※2 納付した日から10日ほどの間に納税証明書の交付の請求をする場合は、納付の確認ができない場合があるため、領収証書の提示等が必要となる場合がありますので、詳しくは納税証明書発行窓口へお問い合わせください。 ※3 県外業者の提出の例 例 本店が埼玉県で、群馬県内の営業所に委任する場合、群馬県税の完納を証明する納税証明書が必要です。 ※4 県以外の団体のみに申請される場合は、群馬県税の納税証明書は必要ありません。 ※5 納税証明書の請求方法などの詳細は群馬県ホームページでご確認ください。 https://www.pref.gunma.jp/site/tax/5350.html																																			
③	納税証明書【市町村税】 市町村、東部水道事業団及び吾妻環境施設組合も同時に申請する場合のみ (申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。) 以下の市町村に本店及び委任先営業所が所在する事業者について、市町村税の完納証明書(未納のない証明)を提出して下さい。 <table><tr><td>前橋市</td><td>高崎市</td><td>桐生市</td><td>伊勢崎市</td><td>太田市</td></tr><tr><td>沼田市</td><td>館林市</td><td>渋川市</td><td>藤岡市</td><td>富岡市</td></tr><tr><td>安中市</td><td>みどり市</td><td>榛東村</td><td>吉岡町</td><td>下仁田町</td></tr><tr><td>甘楽町</td><td>中之条町</td><td>長野原町</td><td>嬬恋村</td><td>草津町</td></tr><tr><td>高山村</td><td>東吾妻町</td><td>片品村</td><td>昭和村</td><td>みなかみ町</td></tr><tr><td>玉村町</td><td>板倉町</td><td>明和町</td><td>千代田町</td><td>大泉町</td></tr><tr><td>邑楽町</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※1 市町村において完納証明が発行できない場合は、以下の税目に対する滞納が無いことを証明する納税証明書を直近1か年度分提出してください。 ○法人の場合：固定資産税、市町村県民税(特別徴収分)、軽自動車税、法人市民税 ○個人の場合：固定資産税、市町村県民税、軽自動車税、国民健康保険税 ※2 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市	安中市	みどり市	榛東村	吉岡町	下仁田町	甘楽町	中之条町	長野原町	嬬恋村	草津町	高山村	東吾妻町	片品村	昭和村	みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町				
前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市																																
沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市																																
安中市	みどり市	榛東村	吉岡町	下仁田町																																
甘楽町	中之条町	長野原町	嬬恋村	草津町																																
高山村	東吾妻町	片品村	昭和村	みなかみ町																																
玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町																																
邑楽町																																				

	転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。 ※3 納付した日から10日ほどの間に納税証明書の交付の請求をする場合は、納付の確認ができない場合があるため、領収証書の提示等が必要となる場合がありますので、詳しくは納税証明書発行窓口へお問い合わせください。 ※4 前橋市税については、納税証明書（前橋市役所2階33番税証明窓口又は支所・サービスセンター等で発行）を提出してください。請求は、市税証明請求書中にある納税の証明の「13.完納証明書」を○で囲い、使用目的は「一般用」欄にレ点を記入して請求を行ってください。 ※5 提出の例 例1 本店が群馬県前橋市で委任先営業所が無い場合 前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。 例2 本店が埼玉県さいたま市で、群馬県前橋市に所在する営業所に委任する場合 前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。 例3 本店が群馬県高崎市で、群馬県太田市に所在する営業所に委任する場合 高崎市税と、太田市税の完納を証明する納税証明書が必要です。 例4 本店が群馬県多野郡上野村で委任先営業所が無い場合 市町村税の納税証明書は必要ありません。 ※6 群馬県のみ申請される場合は、市町村税の納税証明書は必要ありません。 ※7 課税実績が無い場合は、課税実績が無いことを証明する納税証明書を提出してください。自治体によっては、課税実績が無い場合にも完納証明書が発行される場合や、非課税証明書等の名称で、課税が無い証明書を発行している場合があります。 課税が無いことを証明する証明書が発行できない場合は、法人等設立届出書の写しを提出してください。
④	登記事項証明書 法人の場合のみ <u>（申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。）</u> 「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」のいずれかを提出してください。 ※ 法務局が発行したものを添付してください。
⑤	身分証明書 個人の場合のみ <u>（申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。）</u> ※ 本籍のある市区町村が発行したものを添付してください。 （自動車運転免許証やパスポート、マイナンバーカードのことではありません。）
⑥	障害者雇用状況報告書の写し 該当する場合のみ ※1 令和7年6月1日時点において、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条」に定める報告義務のある方（詳細は管の公共職業安定所（ハローワーク）に確認してください。）は、ハローワークの受付印が押印された、障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。 なお、電子申請により報告した場合は、当該報告書と「提出完了画面」を印刷したものを提出してください。申請完了時に上記画面を印刷していない場合は、申請案件一覧から「申請案件状況」画面を印刷したものを提出してください。 ※2 令和7年6月1日時点において、※1の報告義務のない方で障害者を1人以上雇用している場合は、雇用している方の身体障害者手帳等の写しの他に常勤

	性を確認する資料（標準報酬決定通知書（写し）等）を提出してください。
⑦	営業所一覧表 ※1 審査基準日時点の状況で提出してください。 ※2 建設業許可申請書 営業所一覧表（様式第1号 別紙2）や変更届出書（様式第22号の2 第2面）など、許可権者に提出した副本（写し）を提出してください。 ※3 許可権者の受付印が押された表紙の写しも添付してください。
⑧	行政書士委任通知書 該当する場合のみ （入札参加資格申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出してください。） ※ 様式はこちらからダウンロードできます。この様式を必ず使用してください。 (https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html)
⑨	適切な保険等への加入を証明する資料の写し 該当する場合のみ ※1 適切な保険（社会保険等）に加入すべきところ、審査基準日時点で有効な経営事項審査結果通知書上では未加入だが、申請日前に加入済か適用除外となった場合のみ、保険等加入状況の確認資料等の提出が必要となります。 ※2 ※1にある保険加入状況の確認資料とは、保険料の納入等に係る領収書又は納入証明書の写し、労働保険概算書の写しなど、建設業許可申請手続の際に提出する保険等加入状況の確認資料と同じものです。加入状況を証明する必要があるもののみ提出します。 なお、標準報酬決定通知書（写し）等を添付する場合は、被保険者整理番号及び保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。
【共通添付書類（システム添付分）】 以下の⑩、⑪の書類は郵送ではありません。電子ファイルで作成し、本登録の際にシステム内の指定の場所に添付してください。（詳しくはぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「建設工事競争入札参加資格申請入力の手引き（令和8・9年度定期申請）」をご覧ください。）	
⑩	工事経歴書 ※1 審査基準日時点で有効な経営事項審査結果を受けた時に提出した工事経歴書を添付してください。 ※2 様式は、建設業法施行規則[様式第2号]です。 ※3 作成方法は、経営事項審査における作成方法と同じです。（経営事項審査用に提出したものと同一のもので結構です。） ※4 直前2期分を添付してください。実績がない場合でも「実績なし」で作成し添付してください。 ※5 様式はこちらからダウンロードできます。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html
⑪	技術職員名簿 ※1 審査基準日時点で有効な経営事項審査結果を受けた時に提出した技術職員名簿を添付してください。 ※2 様式は、建設業法施行規則[様式第25号の14別紙2]です。 ※3 作成方法は、経営事項審査における作成方法と同じです。（経営事項審査用に提出したものと同一のもので結構です。） ※4 様式はこちらからダウンロードできます。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html

(2) 個別添付書類（前橋市の個別添付書類）

前橋市独自の提出書類です。

【個別添付書類の提出先（郵送又は持参）】

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目1 2 番 1 号

前橋市役所総務部契約監理課 宛

※ 1 持参する場合は、午前9時～午後5時までとします。

なお、持参する際には、必ず社名が記載してある封筒に入れて提出してください。

※ 2 郵送する場合は、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず配達の確認ができる方法（簡易書留やレターパック等）とし、令和8年1月30日（金）必着とします。

なお、個別添付書類送付票にある【2】提出先を切り取り、社名が記載してあるA4サイズ以上の封筒に貼り付けてください。

【個別添付書類（前橋市）】

個別添付書類送付票を表紙とし、添付書類を書類ごとに別々に綴じて提出してください。

・市内業者の方（前橋市内に本店を有する業者）

②を必ず提出してください。③～⑤に該当する場合は必ず提出してください。

・前橋市外に本店を有する業者で市内業者認定を希望する方

①～②を必ず提出してください。③～⑤に該当する場合は必ず提出してください。

・上記以外の方

③、⑤に該当する場合は必ず提出してください。

※ 該当するものがなければ提出は不要です。

【注意】 提出された個別添付書類は返却いたしません。また、個別添付書類が提出されない場合は、審査対象外となりますのでご注意ください。

個別添付書類送付票

※ 1 様式はインターネットによる申請完了時に印刷できます。個別添付書類を提出する際、表紙として使用してください。

※ 2 個別添付書類の提出が無い場合は、本票のみの送付は不要です。

①

前橋市外に本店を有する者に係る市内業者認定申請書（様式第1号）

前橋市外に本店を有する業者で次のアからウの要件をすべて満たし、市内業者として認定を希望する方は、1～3の書類を添付し、提出してください。

（ア）前橋市内に法に規定する営業所（支店又は建設業法施行令第1条で規定する支店に準ずるものに限る。）を有し、当該営業所を30年以上継続して市内に設置していること。

（イ）前橋市の法人市民税の課税対象者であること。

（ウ）営業所の従業員数が50名以上の者であること。

《添付書類》

1 法人市民税確定申告書の写し（直近1年分）

2 履歴事項全部証明書の写し（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

3 営業所の開設日が確認できる書類の写し

※履歴事項全部証明書で開設日が確認できる場合は不要

②

関連業者報告書（様式第2号）

市内業者及び前橋市外に本店を有する業者で市内業者認定を希望する方は、該当がない場合も必ず提出してください。

（①の書類を提出しない市外業者は提出不要です。）

	※1 下記により資本・人事面等において特別な関係にある建設業者又は測量、建設コンサルタント等業者について記載し、提出してください。 ・資本……親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。）の関係にある建設業者等、及び親会社等を同じくする子会社等との関係にある場合 ・人事……次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。 - ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 （ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 （イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 （ウ）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） （エ）組合の理事 （オ）その他業務を執行する者であつて、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者 - イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合 - ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ・その他……上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 ※2 同一会社で測量、建設コンサルタント等業務を営んでいる場合は、「その他」欄に「同一会社で測量、建設コンサルタント等業務を営む。」と記載してください。
③	役員名簿（様式第3号）及び組合員名簿（様式第4号） 協同組合等、組合形態で申請をする場合は、提出してください。
④	④ 等級残留措置適用申請書（様式第5号） ※1 令和8・9年度の建設工事入札参加資格の等級が令和6・7年度の建設工事入札参加資格の等級より上位の等級となった（BからA、CからB）場合に、令和6・7年度の等級に残留を希望する場合は提出してください。 ※2 等級残留措置適用申請書の提出により、適用業種が令和6・7年度の建設工事入札参加資格の等級と同様の格付となります。

	※3 令和6・7年度の建設工事入札参加資格の等級から下位の等級となった場合は、本措置の対象外となるため残留はできません。
⑤	委任状（参考） （契約等を委任先営業所に委任する場合のみ提出してください。） ※1 委任期間は、 <u>令和8年4月1日から令和10年3月31日まで</u> としてください。 ※2 委任状の例（参考2）が末尾に掲載してありますので、参考にしてください。

7 注意事項

- (1) この申請により、前橋市水道局への申請の必要はありません。
- (2) 申請内容の確認のため、訪問調査や別途資料の提出を求める場合があります。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な記載をしなかった場合は、競争入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定後に当該事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあります。
- (4) 受任者（支店等）としての申請はできません。委任先を設定する場合については、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「**建設工事／競争入札参加資格審査申請入力の手引き（令和8・9年度定期申請）**」をご覧ください。
- (5) 「等級残留措置適用申請書」を提出することで、令和6・7年度の等級よりも、令和8・9年度の等級が上位となった場合に、令和6・7年度の等級に残留することができます。等級残留措置制度は、令和8・9年度の等級が、令和6・7年度の等級より上位となる場合に、令和6・7年度の等級に残留させる制度であり、等級が下がる場合（AからBまたはC、BからCになる場合）は制度の対象外となります。等級残留措置制度を適用する場合は「等級残留措置適用申請書」を必ず提出してください。提出がない場合は、等級残留措置制度は適用できません。

8 競争入札参加資格の審査

- (1) 本登録完了後、協議会が登録内容と添付書類を審査し、申請内容を受理すると、申請受理通知メールが送信されます。添付書類の不足や申請と添付書類の内容に不一致があった場合は、申請の受理を保留し、協議会から「修正指示通知」メールが送信されますので、指示に従って、申請内容の修正や、不足する書類の送付等を行ってください。
- (2) 前橋市建設工事等競争入札参加資格審査要領に基づき、競争入札参加資格審査を行います。
- (3) 競争入札参加資格審査を行った後、本登録時に登録した担当者メールアドレス（行政書士メールアドレス含む。）に資格審査結果通知メールが令和8年4月1日に送信されます。なお、認定された競争入札参加資格については「入札情報公開システム」にて確認することができます。

9 問い合わせ先 【受付時間：午前9時～午後5時まで（午前12時～午後1時までを除く）】

- (1) 競争入札参加資格の審査及び個別添付書類等に関すること

前橋市役所総務部契約監理課 審査契約室

電話 027-898-6288（直通）

- (2) 電子申請の方法及び共通添付書類に関すること

ぐんま電子入札共同システムヘルプデスク

電話 0120-511-306（フリーダイヤル）

※ご利用にあたっては、こちら（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html>）もご覧ください。

第2 競争入札参加資格の審査申請の申請内容の変更手続

競争入札参加資格の審査申請を行った後、申請内容に変更が生じた場合は、「ぐんま電子入札共同システム」により登録内容の変更の手続きを行ってください。

変更内容によっては、添付書類の提出が必要となる場合があります。その場合は、システムによる変更手続の終了後、速やかに必要書類を提出してください。

なお、「建設工事」及び「測量、建設コンサルタント業務等」並びに「物品・役務等業務」において、複数の競争入札参加資格者となっている場合は、変更の手続きを個別に行う必要があります。

1 変更手続の方法

変更の受付は令和8年4月1日から開始いたします。

インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイト (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) にアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から、資格申請データの修正を行います。

※「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」内にも登録内容の変更に関する詳細な情報が今後掲載されますので、ご確認ください。

2 変更内容に係る提出書類

変更した事項の内容により書類の提出が必要となる場合は次のとおりです。

下記以外の変更事項については、書類の提出は不要です。

(1) 本店所在地を変更した場合、代表者を変更した場合又は商号名称が変更になった場合

共通添付書類：登記事項証明書（原本又は写し）

建設業許可変更届出書（様式第22号の2 第1面）等で許可行政庁の受付印が押印されたもの（写し）

前橋市税の納税証明書（該当がある場合 ※1）

個別添付書類：委任状（該当がある場合 ※2）

※1 前橋市税の納税証明書（完納証明書）を提出する必要があるのは、新たに本店所在地が前橋市以外の市区町村から前橋市に移転した場合です。

例1：本店が東京都から群馬県前橋市に移転した場合、前橋市税の納税証明書が必要

例2：本店が東京都〇〇区から埼玉県××市に移転した場合、納税証明書は不要

（注）群馬県にも申請している方は、上記と同様に群馬県税の納税証明書（完納証明書）が必要となります。

※2 既に契約等の権限を代理人に委任している場合に必要となります。

(2) 委任する営業所の代表者の変更があった場合又は名称が変更になった場合

共通添付書類：建設業許可変更届出書（様式第22号の2 第1面）等で許可行政庁の受付印が押印されたものの写しを提出してください。

個別添付書類：委任状

(3) 委任する営業所の所在地の変更があった場合又は委任する営業所を追加する場合

共通添付書類：建設業許可変更届出書（様式第22号の2 第1面）等で許可行政庁の受付印が押印されたものの写しを提出してください。

前橋市税の納税証明書（該当がある場合 ※）

営業所一覧表

個別添付書類：委任状

※ 納税証明書（完納証明書）を提出する必要があるのは、委任先営業所の所在地が前橋市以外の市区町村から前橋市になった場合（例1）と、新たに追加する委任先営

業所が前橋市に所在するとき（例２）となります。

例１：本店が東京都で委任先営業所を埼玉県から前橋市の営業所に変更した場合
→ 前橋市税の納税証明書が必要

例２：本店が東京都で新たに前橋市の営業所を委任先営業所とした場合
→ 前橋市税の納税証明書が必要

（注）群馬県にも申請している方は、上記と同様に群馬県の納税証明書（完納証明書）が必要となります。

（４）**関連業者に変更があった場合**

共通添付書類：必要ありません

個別添付書類：関連業者報告書（様式第２号）

（５）**建設業の許可区分に変更があった場合**

共通添付書類：必要ありません

個別添付書類：許可通知書の写し又は許可証明書

（６）**工種を追加する場合**

追加の手続きは、システム上いつでも行えるわけではありません。追加できる時期については別途「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」でご案内します。

３ 提出方法等

（１）共通添付書類の提出方法

綴り方は、証明書等の原本以外の書類をＡ４サイズにし、次の１～２の順序にまとめ、左上一カ所をホチキス等で留めて、下記宛先に提出してください。

１ 共通添付書類送付票

２ 変更事項により提出が必要となった共通添付書類

＜提出先＞ （郵送のみ）

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県ＣＡＬＳ／ＥＣ市町村推進協議会 宛

※ 郵送の際には、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず簡易書留としてください。なお、受付窓口はありませんので、持参されても受け付けることはできません。

（２）個別添付書類の提出方法

変更事項により、個別添付書類の提出が必要となった場合は、下記宛先に提出してください。

＜提出先＞ （郵送又は持参）

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目１２番１号 前橋市役所総務部契約監理課 宛

※ 郵送の際には、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず配達の確認ができる方法（簡易書留やレターパック等）としてください。

(変更受付の特例)

「令和 6・7 年度入札参加資格」の認定を受けている業者の方は、令和 8 年 1 月 31 日までに「令和 6・7 年度入札参加資格」の登録内容の変更申請を行うことにより、「令和 8・9 年度入札参加資格」申請内容に変更した内容が反映されます。ただし、反映される内容は以下の項目のみとなりますので、以下の項目以外を変更する場合は、令和 8 年 4 月 1 日以降に改めて変更申請を行う必要があります。また、適用期間外（令和 8 年 2 月 1 日～3 月 31 日）に変更申請を行った場合についても、令和 8 年 4 月 1 日以降に改めて変更申請を行う必要があります。

なお、変更した内容が反映されるのは、「令和 8・9 年度入札参加資格」申請後、協会から「申請登録完了通知」メールが送信された後の変更申請からとなります。

反映項目：申請情報（本社・代表者情報）

申請情報（担当者情報）

申請情報（行政書士情報）

※詳細については、こちらをご覧ください。

(https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/henkou_tokurei.html)